議案第47号参考資料(その2)

協議項	目 24-15 商工・	観光関係事業の取扱い		関係項目			
		現		況			調整理由・課題
2 商業振興事業							
細項目	渋 川 市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	2【調整理由】 ・ 商工会議所・商工会の統合を
(1)商店興対策	商補四等店事借 電 開 経 接 を 半年 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	A

議案第47号参考資料(その3)

協議項	頁 目 24-15 商工・	観光関係事業の取扱い		関係項目				
		現		況			調整理日	由・課題
3 観光事業							3【調整理由】	・ 地域の特色を
細項目	渋 川 市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北 橘 村	の人々のふれあ	いの場でもあるとおり実施する
細項目	渋 川 市	伊香保まつり・開催事業 補助金(H14) 9,690,000 円・テレビ放映宣伝費(H1 4) 700,000円・開催期日 9月18日~20日・実			敷島温泉祭り・開催事業 費予算(H14) 3,000,000円 ・開催期日 5月11日・ 実施組織 敷島温泉祭り実 行委員会 ・事務局:役場企画課		生かした伝統行 の人々のふれあ ため、現行のと	地域ありまた。

議案第47号参考資料(その4)

協議	項 目 2	24-15 商工・	観光関係事業の取扱い		関係項目			
	<u>'</u>	'	現	·				調整理由・課題
4 勤労者対	対策							
細項目	渋	川市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村	4【調整理由】 ・ 勤労者生活資金については、
(1)制度融資	・融資期間 ・融資利率 ・預託金額(額:150万円 :5 年以内 :年2.4%以内	勤労者生活資金 ・融資限度額:100万円 ・融資期間:5年以内 ・融資利率:年2.4%以内 ・預託金額(H14): 4件、1,839,000円		勤労者生活資金 ・融資限度額:100万円 ・融資期間:5年以内 ・融資利率:年2.4%以内 ・預託金額(H14): 7件、9,000,000円	勤労者生活資金 ・融資限度額:100万円 ・融資期間:5年以内 ・融資利率:年2.4%以内 ・預託金額(H14): 4件、14,000,000円	勤労者生活資金 ・融資限度額:100万円 ・融資期間:5年以内 ・融資利率:年2.4%以内 ・預託金額(H14): 6件、6,000,000円	条件の最も良い渋川市の例によるものとする。 ・ 勤労者住宅建設等利子補給事業については、金利により相違はあるが、制度的に充実した渋川市の例によるものとする。
(2)勤労者福祉 対策	トレイス	から2.0%差し	勤労者住宅建設等利子補 給事業 ・利子補給対象貸付額: 500万円以内 ・利率: 1.82%以内		勤労者住宅建設等利子補 給事業 ・利子補給対象貸付額: 300万円以内 ・利率: 1.5%以内	勤労者住宅建設資金利補給 給・利子補給対象貸付額: 300万円以内 ・利率: 1.5%以内	勤労者住宅建設等利子補 給事業 ・利子補給対象貸付額: 500万円以内 ・利率: 1.5%以内	業については、小野上村のみの制度であるが、住民の生活安定と定住人口の増加を図る意味でも重要であるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
	・交付期間 ・利子補給額	: 5 年以内	・交付期間:5年以内 ・利子補給額(H14) 6件、212,610円		・交付期間:3年以内 ・利子補給額(H14): 39件、866,100円	・交付期間:5年以内 ・利子補給額(H14): 19件、855,000円	・交付期間:5年以内 ・利子補給額(H14): 24件、1,754,666円	【課題】 ・ 融資機関の拡大を検討する必 要がある。
【財政影響額】				定住促進住宅建設利子補給事業(勤労者以外も可) ・利子補給対象貸付額: 500万円以内 ・利率: 2%以内 ・交付期間:10年以内 ・H14実績: 2件、21,300円				
割穷者任毛廷 市町村名	E設寺利子補給等 H14実績	事業について、オ 一 利率2.0%	刊子補給の利率を2.0%とした 	場合の射政影響観				
伊香保町	212,610円	233,637円	21,027円					
小野上村	212,01013	200,00713	21,02713					
子持村	866,100円	1,154,800円	288,700円					
赤城村	855,000円	1,140,000円	285,000円					
北 橘 村	1,754,666円	2,339,554円	584,888円					
合 計	3,688,376円	4,867,991円	1,179,615円					

協議項	[目 24-15 商工・	観光関係事業の取扱い		関係項目			
		現		況			調整理由・課題
5 工業振興対	对策						
細項目	渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤城村	北橘村	5【調整理由】 ・ 傷自企業誘動促進事業につい
(1)優良企業 誘致促進事業	渋川市工場設置奨励条例 農村地域工業等導入促 進法 ・固定資産税相当額年1 ,000万円限度に奨励金交付。交付期間は3年以内		小野上村農村地域工業導入地区における系例 税の特例に関する条例 農村地域工業等導入促進法 ・固定資産税課税免除。 減免期間は3年間	: ・	赤城村企業誘致促進条例 農村地域工業等導入促 進法 ・固定資産税課税免除。 減免期間は3年間	北大の (本)	・ 優良企業誘致促進事業については、市町村により地方税の優遇措置等に相違があるため、新規のものについては、新市において調整する。 【課題】 ・ 誘致する企業の選定及び産業の振興方針を検討する必要がある。
				《1団地(西組) 2.76ha》		《3団地 13.3ha》	
	有馬企業団地企業設置 奨励要綱 ・固定資産税相当額年 1,000万円限度に奨励金 交付。交付期間は5年以 内 ・4区画 2.3ha						

先進地事例 第 山 市	協 議 項 目 24-15 商工・観光関係事		系 項 目	1m+6+m 1 1mm
## 1		現 		─────────────────問整理由・課題 ───────────────────
1 商工会の統合については、それぞれの事情を 専重し調整に努める。 「現行制度を尊重し調整するものとする。 「地元企業就職契副金については、現行のとお 」 地元企業就職契副金については、現行のとお 」 地元企業就職契副金については、現行のとお 」 地元企業就職契副金については、現行のとお 4 地域振興にかかる助成や質付制度については、環行のとお 4 地域振興にかかる助成や質付制度については、電圧業の展別を設定する。 4 地域振興にかかる助成や質付制度については、第一において新たなお 2 金融資業といいては、現行のとおり新 一部、実際保事業については、商工業の展別と供 一部、主要保持を経じまする。	先進地事例 			
夢重し調整に努める。	篠 山 市	さ ぬ き 市	山県市	
《商工業関係事業の取扱い》 商工業関係事業については、商工業の振興と併 せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある る就業の場を確保するため、新町において新たな 施策を展開することとする。ただし、 1 預託金質付事業については、新町に引き継ぎ、 助成要綱等は新町において制定する。 2 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業にしいては、新町に引き継ぎ、 これらに替わる商工業振興補助事業については、標的のよる数とはしめ、各性の機能の施設 これらに替わる商工業振興体助助事業を上の設置する。 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する 要網については、関係法律に基づき、新町において 1 下五温泉を有機的に他能を 2 下風温泉を1 大きの機能の施設 5 三 工場設置する。 4 農村地域工業等導入促進法に基づき、新町にお、 5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。 4 農村地域工業等導入促進法に基づき、新町において新たに利定する。 5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。 6 世報、他は工業等導入促進法に基づき、新町において新たに制定する。 6 世報、他は工業等等場へ促進法に基づら地域指定については、類行のとおい方は、現行のとおい方に制度する。 7 世報の関係は会社のとする。ただし、管理委託は合併時に調整する。 8 観光術を全国に発 6 観光物を全国に発 6 関係事業の取扱い) 観光客の誘致に努める。 6 観光情報を全国に発 6 し観光客の誘致に努める。	尊重し調整に努める。 補助金については、現行制度を尊重し調整するものとする。 2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。 3 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。 4 地域振興にかかる助成や賃付制度については、	新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資 審査委員会を設置する。 2 預託金については、新市において預託金を設 ける。 3 商工業振興審議会については、新市において 新たな商工業振興審議会を設置する。 4 資金融資事業については、新市において新た な資金融資制度を設ける。 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新	定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら 引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大	
商工業関係事業については、南工業の振興と併せ著者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、 1 預託金賃付事業については、新町に引き継ぎ、 1 前氏金賃付事業については、新町に引き継ぎ、 1 前氏金賃付事業については、新町に引き継ぎ、 1 前氏金賃付事業については、新町に引き継ぎ、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、合併までに認定を 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、合併までに認定を 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、合併までに認定を 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、合併までに認定を 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、合併までに認定を 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設 ただし、分子はで業については、現行のとおり新市に事業については、現行のとおり新市に事務を新たに設置する。 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する。 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する。 2 「態力ある何度でも訪れてみたい街"になるよの観光する。 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する。 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する。 4 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、現行のとおり新市に調整する。 5 なが助「人」、「失」を主体とした『心」の観光物産展交流事業については、現行のとおり、 光資源の充実を図り、下呂温泉の知名度を生かして、過光物産展交流事業については、現行のとおり、 光資源の充実を図り、下呂温泉の知名度を生かして、各地区の観光物産展交流事業については、現行のとおり、 光資源の充実を図り、「大田・「本社・と」で、の記述、 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり、 1 対新市に引き継ぐものとする。 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり、 2 「別新市に引き継ぐものとする。 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり、 2 については、第行のとおり新市に認定を書しいでは、現行のとおり、 2 に対して、各地区の観光物産の発度で流事業については、現行のとおり、 2 に対して、名地区の観光物産を全国に発 2 に対して、企業に関する。 2 下呂湿泉をはじめ、各地区の施設で業にの関する。 2 がある何度でもいては、現行のとおり、 2 に対して、発力をといては、現行のとおり、 3 がかに引き継ぐものとする。 6 観光物産展交流事業については、現行のとおり、 4 観光する。 6 1 対策を全国に発 5 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	あ さ ぎ り 町	下 呂 市	か ほ く 市	
	商工業関係事業については、商工業の振興と併あるまでは促進が図られるよう安定した魅力なる就業の場を確保するため、新町に引き継ぎ、新町に引き継ぎ、カ発にの場合では、新町に引き継ぎ、カリルでは、新町に引き継ぎ、カルのでは、新町に引きが、カルのでは、高のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	安定を図るための制度であり、そのまま新市に引き継ぐものとする。おり、制度を見直すりりである。とは、借入残高のある者が、制度改正によりである。とは、一点ではように、最大限に配慮する。とは、一点では、各地区の恵まれた体験をでは、各地区の恵まれた体験をでは、各地区の恵まれた体験をでは、各地区の観光では、各地区の観光では、各地区の観光では、各地区の観光資源・観光情報を全国に、各地区の観光資源・観光情報を全国に、	おり新市に引き継ぐものとする。 2 ISO取得支援制度及び新製品開発奨励制度については、宇ノ気町の例による。 3 企業立地、産業振興支援制度については、高松町の例による。ただし、合併までに認定を受けた企業については、従前のとおりとする。 4 観光イベント事業については、新市において調整する。 5 海浜公園管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、管理委託は合併時に調整する。 6 観光物産展交流事業については、現行のとお	